公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市美園町４丁目12番14号
債務者　山崎　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４０１号
宮城県名取市名取が丘６丁目７番　雇用促進住宅愛島宿舎４号棟110号、住民票上の住所宮城県名取市閖上５丁目３番３号
債務者　田口　良信
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
仙台市太白区中田町字前沖201番地　ＣＡＳＡ前沖Ⅱ―202
債務者　大川　郁子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
宮城県塩竈市松陽台１丁目12番10号
債務者　高崎　直美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目３番12号
債務者　猪股　勇一
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４４号
名古屋市中村区牛田通２丁目10番地の４　セザール烏森304号
債務者　入山　正樹
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６８号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―534号大幸東団地
債務者　三輪　元子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１号
三重県鈴鹿市稲生町7992　本田技研新稲生寮Ｂ棟524号、住民票上の住所京都府長岡京市神足３丁目13番19号　サンプラザ神足310
債務者　古谷　正博
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４７号
三重県鈴鹿市神戸９丁目27番７号　ライオンズマンション鈴鹿203号
債務者　平井　昌典
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４８号
三重県津市野崎垣内岩田355番地３　アイフィールド101
債務者　松富　夕子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５０号
三重県津市城山３丁目10番６―302号
債務者　中村　典子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５４３号
神戸市兵庫区松原通４丁目４番18―710号
債務者　瀬野　竜臣
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２５号
神戸市北区唐櫃台１丁目14番３号
債務者　新田　明子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０４号
神戸市北区西大池２丁目12番１―610号
債務者　山野　真治
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２２号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番172―301号、従前の住所神戸市垂水区本多聞４丁目１番260―102号
債務者　イナバ寝具こと　稲葉　英明
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２３号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番172―301号、従前の住所神戸市垂水区本多聞４丁目１番260―102号
債務者　稲葉　道子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部